

## 八幡林遺跡の時代的変遷

田 中 靖

### はじめに

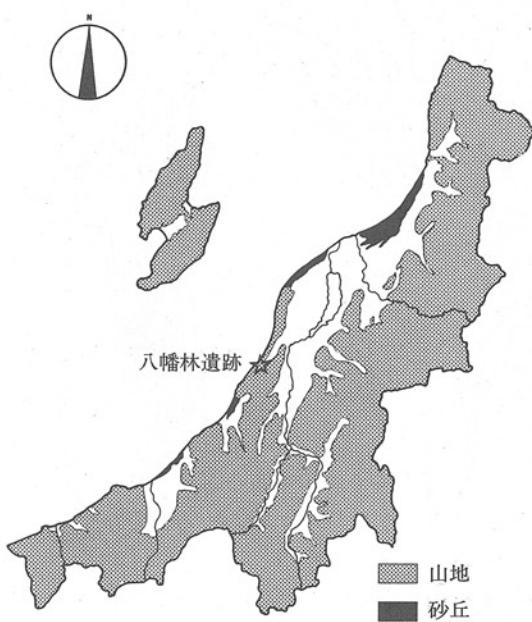
平成二年に和島村教育委員会は、国道一一六号バイパス建設に伴う八幡林遺跡の発掘調査を実施した。その結果「郡司符」及び「沼垂城・養老」と記された木簡や奈良三彩が出土し、遺構面でも土星

に囲まれた掘立柱建物が検出されるなど注目を集めた。しかし、二年一度の調査は法線内に限られたため、全容究明を求める声が全国から寄せられた。

和島村では、それを受け文化庁の補助金を得て、平成三年度から五年度まで遺跡の具体的な範囲や性格を明らかにするための確認調査を実施した。この三次にわたる調査で、中心的な建物と考えられる四面庇付建物や、北陸道の支道・低湿地を渡る木道など重要な遺構が発見された。遺物でも、正式な作法にのつとつた文書行政の地方への浸透を示す文箱や、「上大領殿門」と宛書きされた封緘木簡など一〇〇点以上の木簡、「大領」「郡」「大家驛」などと墨書きされ

た土器が四〇〇点も出土し、古志郡衙に関わる施設であることが明らかになった。

これらの調査成果に基づいて、以下では八幡林遺跡の時代的変遷と、主要遺物の出土状況について概観するものである。



第1図 八幡林遺跡位置図



第2図 八幡林遺跡遺構配置模式図

## 一 各地区の概要

### 【A地区】(四面庇付建物西側の小規模な沢地)

奈良時代の井戸・排水溝と、平安時代の製鉄炉・井戸・畠の畝の跡が確認された。

溝内からは「郡司符」「沼垂城・養老」と記された一・二号木簡と共に人形・斎串が出土し、何らかの祭祀がとり行われたことを物語っている。

このほか注目される遺物として、奈良時代の包含層から出土した野線内に漢数字をアトランダムに記す三号木簡・奈良三彩・ロクロ挽き重弧線文の軒平瓦・平瓦・丸瓦がある。瓦類は総数で八点出土したのみで、建物群の周囲では確認できないことから、本遺跡内に瓦葺き建物は存在せず、瓦は竈の部材等として搬入された可能性が高い(資料は大半が二次焼成を受けている)。

### 【B地区】(四面庇付建物北側の丘陵最高部)

奈良時代の掘立柱建物が一棟、竪穴住居が二棟確認されている。掘立柱建物は、梁間二間・桁行五間のものが最大で、建物の軸がほぼ東西棟のグループと、約九度南に傾く二種類がある。柱穴の切り合いから、前者が先行することが確認されている。

この建物群を取り囲む位置に大規模な土塁・堀が見られ、当初は

【D地区】(四面庇付建物東側の深い谷地)

遺構は確認されなかつたが、奈良時代の土器が多量に出土した。器種構成としては煮沸用の土師器甕が卓越しており、厨等の施設

外郭施設の可能性が指摘されていた。しかしその後の調査で、土塁と建物の一部に重複が見られ、土塁構築前の旧表土から、平安時代の須恵器が出土したことから、少なくとも奈良時代の段階には、土塁・堀が存在しなかつたことが明らかになった。

本地区は三年間に及ぶ調査でコンテナー一箱程度の遺物しか出土しておらず、文字資料も「足嶋」と墨書された須恵器壺蓋が一点見られたのみである。

### 【C地区】(遺跡中央に位置する舌状の丘陵)

丘陵頂部及び東側斜面に人為的な削平面が観察され、その上に三棟の掘立柱建物が構築されていた。頂部のそれは八幡林遺跡最大のもので、梁間二間・桁行五間の身舎に四面の庇が付く。この建物の東側テラスには、梁間二間・桁行三間の建物が二棟重複して発見されている。

これらの建物群の時期は、伴出遺物から東側の二棟が奈良時代、四面庇付建物は、平安時代の初期と考えられる。後者はI地区に所在した「南殿(南家)」に対する正殿であった可能性が強いが、年代の根拠とした柱掘方から出土した小型の壺蓋に関しては、再検討の必要がある。

【B地区】(四面庇付建物北側の丘陵最高部)

遺構は確認されなかつたが、奈良時代の土器が多量に出土した。器種構成としては煮沸用の土師器甕が卓越しており、厨等の施設

が付近にあったものと推定される。

注目される遺物としては、「田長」の墨書き土器・緑釉鳥形硯があげられる。

#### 【G地区】(B地区西側の斜面)

大半が過去の鶏舎建設で破壊されていたが、奈良時代の人為的な削平面が二段確認されており、その上に工房跡と考えられる大型の堅穴住居一棟・堅穴住居一棟・掘立柱建物二棟が構築されている。大型の堅穴住居は、長辺が約一一mを測る長方形のもので、内部から焼土面・小塊状の鉄滓が検出され、鉄生産に関わる工房跡と考えられる。

#### 【H地区】(遺跡西辺の低地)

側溝を持つ道路跡と、湿地を渡るための木道が発見されている。

道路は路面幅二・五m、両側に一・五mの側溝を持ち、ほぼ南北方向に延びる。側溝内からは奈良時代中頃の土器が多量に出土しており、通常では稀な赤彩土師器の食膳具が卓越していることや、土器の完形率が異常に高いことから、何らかの祭祀の後に一括廃棄された可能性が高い。

本地区出土の文字資料は、ほとんどがこの道路側溝から出土したもので、「郡」「郡殿新」「石屋殿」「石屋木」「古志」「石大」「厨」と墨書きされた土器が四六点見られるほか、「山部直廣万呂」「可懸干」「鮭郡足足……」などとかれた木簡が一四点出土している。

木簡の種類は、①荷札・②習書・③封緘木簡などに分類できる。

③には未成品や製作途上の失敗品が存在することから、遺跡内部で封緘木簡が製作されていたことが判明した。

次に木道について述べる。これは前述した道路跡とは直交する方向に延びるもので、井桁状に組んだ粗朶の上に半裁した丸太を並べ路面としている。丸太の両側には、材の運搬に関わる抉りが刻まれていた。層位的に道路跡とは共存せず、木道が機能していた時期は平安時代以降となる可能性が強い。

#### 【I地区】(C地区の丘陵南側の低地)

丘陵裾を削った土砂で低地を埋め立て、一〇棟以上の掘立柱建物が構築されている。この整地は、八世紀末から何段階かに渡って実施されており、もつとも新しいものは『三代實錄』に見える貞觀五年の大地震?に起因した断層・地割れによつて整地面が切られており、八六三年を一応の下限と捉えることができよう。

掘立柱建物は、トレンチ調査であつたため全容を確認できた例は少ない。部分的に検出された建物では、柱根部の直径が三〇cmを越えるものもあり、かなり大規模な建物の存在が予想される。建物の時期は、整地層の年代から八世紀末~九世紀中葉を中心とするものと考えられるが、最終の整地層を覆うII層には、それ以後九世紀末までの遺物も包含することから、この頃まで何らかの施設が存在していた可能性が高い。

次に本地區出土の遺物について述べる。

遺物が出土した層は、①整地層直下の泥炭層・②整地層中・③整地層を覆う黒色土（Ⅱ層）に大別されるが、整地層に含まれていた遺物は比較的少ない。各層の時期は、①八世紀末～九世紀前葉・②八世紀末～九世紀中葉・③九世紀中頃～九世紀末と考えられ、各層から多量の文字資料が出土した。文字の内容からは、①・②層と、③層との間に大きな差異が窺える。

①・②層出土の墨書土器には、「大領」「石屋大領」「大家驛」「郡佐」「郡」「郡殿」「南殿」「南家」「大厨」など、郡に関わる職名や施設名・関連する官衙の名称を表すものが多い点に特色がある。

同層からは木簡も七〇点以上が出土しており、郡に対する物品の請求・進上に関わる帳簿様の木簡や、物品に付けられた荷札、「大領殿門」「郡殿門」と宛書きされた封緘木簡、習書、郡符などが見られる。これらの内容は、墨書土器同様に郡衙関連遺跡に特有なものである。

それに対し③層では木簡の出土は見られず、墨書土器の内容についても「由」「有」「草」「卒」など、意味不明の一字墨書の例がほとんどであり、僅かに「北殿」「北家」に官衙的色彩が認められるにすぎない。

この差異はその他の遺物の面にも反映されており、①・②層にのみ、漆器の円形容器や長頸瓶などの高級品・皇朝鏡・帶金具・太刀

金具・円面硯など特殊な遺物が伴う。

## 二 八幡林遺跡の時代的変遷

以上、八幡林遺跡内各地点の調査状況について概観してきたが、その成果に基づき、時期別の遺跡の動態について考えてみたい。

八幡林遺跡は奈良時代から平安時代にかけて機能しており、その成立から終焉の過程は、大きく四期に時期区分される。

### 【I 期】

八幡林遺跡が成立する時期である。当該期の遺構・遺物は、A・Bの二地区で確認されている。伴出遺物が乏しく詳細は不明だが、G地区およびC地区東斜面の遺構の一部は、この時期まで遡る可能性がある。

I期の遺構は、B地区でほぼ東西棟の掘立柱建物四棟・竪穴住居一棟、A地区で溝が一条・井戸一基が確認されている。

A地区には建物が存在せず、沢地で良好な湧水に恵まれていることから、水場として利用されていたと考えられる。

このほかC・G地区の掘立柱建物一棟・大型の竪穴住居一棟も、建物の軸が一致することから当該期の遺構と考えられ、両地区に見られる郭状のテラスは、この段階に造成された可能性が高い。丘陵斜面が雑壇状に造成され、その上に建物が立ち並ぶさまは、弥生時

代における高地性集落や中世城館の景観を連想させる。

I期の遺物は大半がA地区で発見されており、丘陵上からの出土は少ない。A地区SD三七から出土した一・二号木簡は当該期に位置づけられ、いずれも古志郡外の蒲原郡や沼垂城から発せられている点が注目される。

I期の実年代は、二号木簡に見られる「養老」の年号や、伴出した土器の型式から、八世紀初頭には遡らない八世紀前葉に位置づけられるものと思われる。

## 【II期】

当該期は遺跡の変遷の中で最も広がりを持ち、低地部に規模の大きな道路が作られるなど、官衙が最も充実した段階と考えられる。

この時期の遺物は、A・D・H地区を中心に遺跡全域から発見されている。

II期の遺構としては、B地区の掘立柱建物五棟が当該期に属する可能性があり、I期の建物との切り合い関係もこれと矛盾しない。建物の方位は、I期のそれより西に九度前後振れることが判明している。C地区東斜面およびG地区的建物で同方位を示す三棟も、当該期に位置づけられる可能性が高い。

## 【III期】

II期とIII期は連続せず、土器にして一型式程度の空白期間が存在し、この間の遺構遺物はほとんど明らかになつていない。

このほかの遺構としては、B地区で性格不明の円形周溝、H地区的道路遺構がある。D地区から遺構は発見されなかつたが、煮沸用の土師器甕が大量に廃棄されており、近接して厨が存在した可能性

が高い。

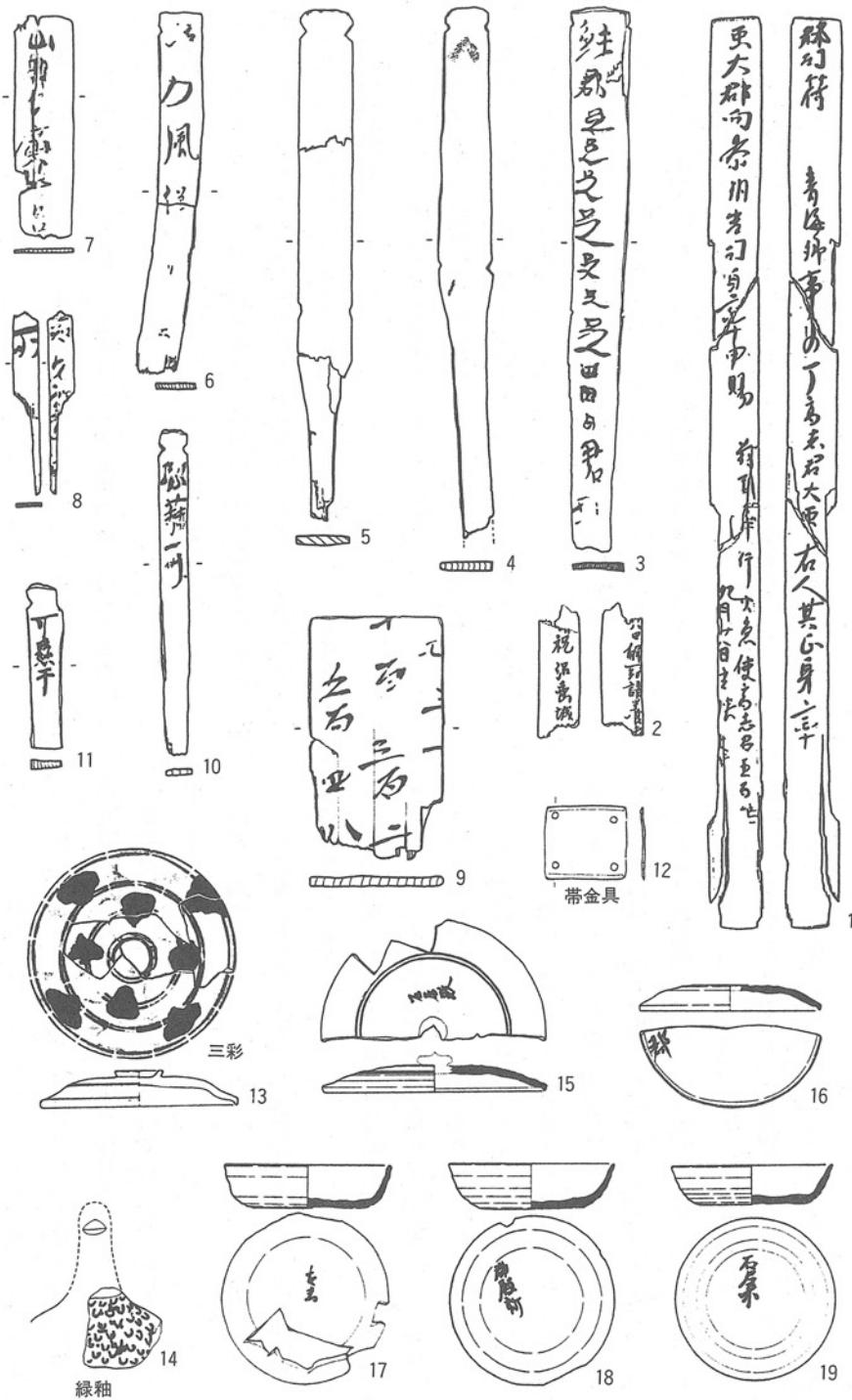
II期の遺物で注目されるものとしては、A・D地区から出土したそれに関わる施設名・職名を示すものが多く、郡衙関連の施設が存在したことは確実である。しかし一方で、石屋城の当て字の可能性がある「石屋木」も存在し、I期における蒲原郡や沼垂城から発せられた木簡の問題と共に、初期の八幡林遺跡の性格付けには郡以外の機能についても考慮する必要があろう。

木簡には、荷札・習書・封緘木簡があり、習書には郡の文字を記したものがある。封緘木簡には、未成品や製作途上での失敗品が含まれ、遺跡内部で封緘木簡が製作されていたことを示している。

当該期の位置づけは、共伴した土器の型式から八世紀中葉頃と考えられる。

III期はC地区の丘陵上が大きく削平され、東側斜面のテラスが多い。この間に遺構はほとんど明瞭になつてない。

III期はC地区の丘陵上が大きく削平され、東側斜面のテラスが多量の削平土で覆われるとともに、南端の丘陵裾が切り崩され、その土砂でI地区の低地埋め立てが行われる。当該期の建物は、造成さ



第3図 第I・II期主要遺物（1・2=第I期、その他=第II期）

れたC・I地区にのみ見られ、前段階まで多数の建物が存在したB地区は機能を失う。

当該期の遺構としては、C地区の四面庇付建物と、I地区に中小の建物が数棟確認されており、前者は八幡林遺跡の中では最大規模のものである。

III期の遺物はI地区で多量に出土しており、神功開寶・帶金具の鉈尾と巡方・太刀外装具の帶執足金具・円面硯・風字硯など官衙に特徴的な遺物のほか、漆器の円形容器・長頸瓶・壺蓋・皿などの高級品も多く、注目される。漆器の長頸瓶は、都の官営工房で製作された可能性が指摘されている。

これらに伴って、多量の文字資料が出土している。

墨書土器は「郡」「郡殿」「石屋大領」「大領」「郡佐」「南殿」「南家」「田殿」「大厨」「厨」など、郡あるいはそれに関連する施設名・職名を示すものが卓越している。

方位を示すものは南に限られ、I地区建物群は当時「南殿」「南家」と呼称されていた可能性が高い。その場合、本地区の北方に所存した中心的な建物（正殿）は、C地区の四面庇付建物が最もふさわしい。

木簡では、郡に対する物品の請求・進上に関わる帳簿様のものや荷札・「郡符」・習書・「大領殿門」「郡殿門」と宛書きされた封緘木簡が出土している。

これら文字資料に共通して、郡に関連するものが多く、特に大領についての内容が目立つ。しかし一方で、他の官司名を表記したものが稀少であることから、当該期のC・I地区は大領個人に関わる館及び、その付属施設であった可能性が高い。

III期の年代は、共伴した土器の型式から八世紀末から九世紀前葉頃と考えられる。

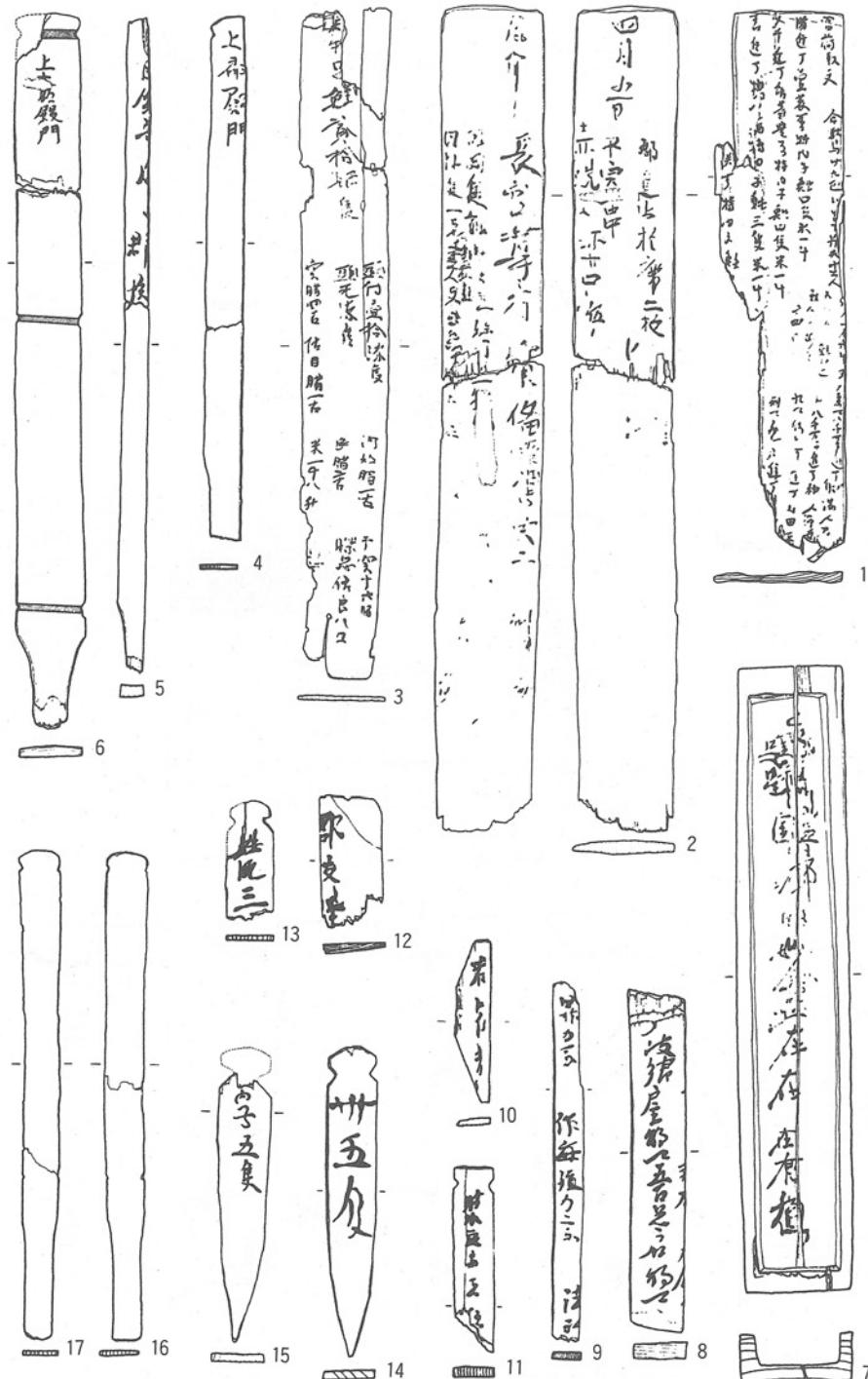
#### 【IV期】

この段階になると丘陵上の建物群は消滅し、掘立柱建物はI地区にのみ見られる。

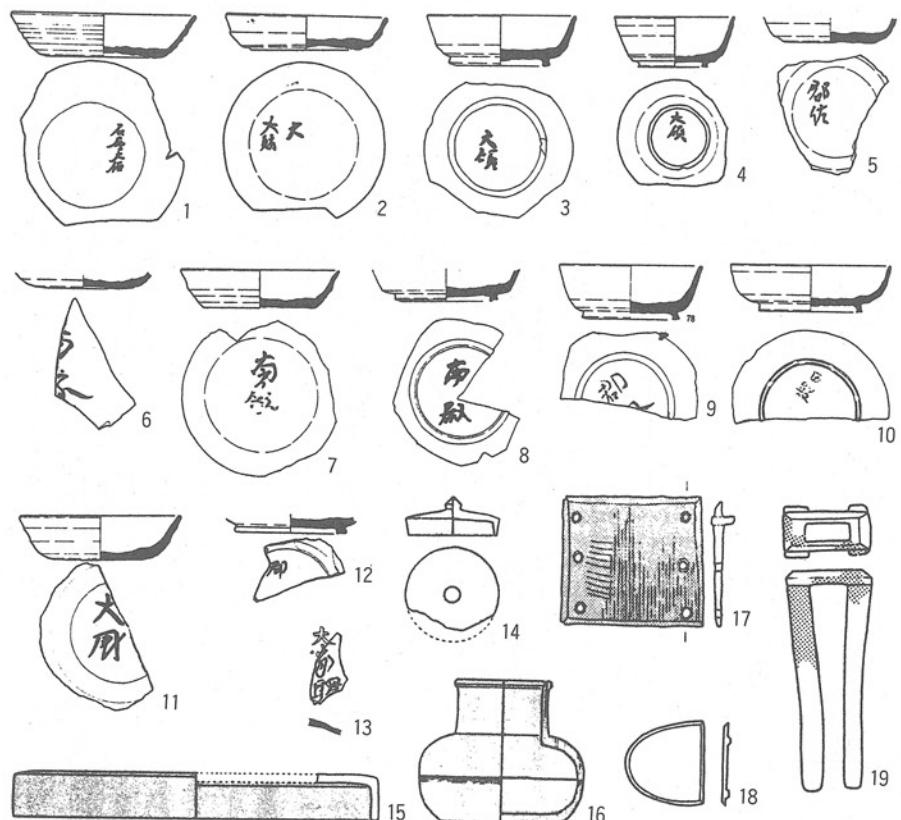
IV期の遺構としては、III期に造成が開始されたI地区の埋立地が拡大し、その上に若干の掘立柱建物や畠が構築されるほか、A地区で竪型の製鉄炉とそれに伴う作業場、B・C・G地区で炭焼窯や土坑・竪穴住居などが確認されている。

IV期の遺物は主にA・I・D地区から発見されており、石帶や綠釉陶器各一点と、墨書土器が注目される。

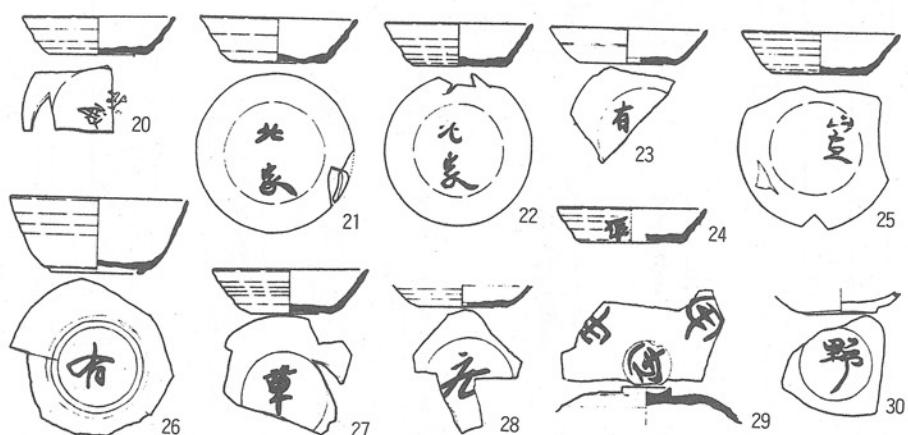
墨書土器は、「由」「野」「有」「草」など意味不明の一字墨書が主体である。官衙的な表記は「北殿」「北家」のみが見られ、郡と直接結びつくものは無くなる。また、III期において「南殿」「南家」「南」と表記されていたが、当該期には「北殿」「北家」「北」に変わっていることから、北方にあった中心施設（四面庇付建物）の廃絶や、官衙内部におけるレイアウトの変更があつたことを示している。



第4図 第III期主要遺物（木簡）



(1~13、20~30=墨書き土器、14~16=漆器、17~19=金属製品)



第5図 第III・IV期主要遺物 (1~19=第III期、その他=第IV期)

る。

当該期は掘立柱建物の周囲に畠を伴うことや、石帶・一部の墨書内容を除けば、一般集落の様相と大差がなく、前段階とは遺跡の内容が大きく変容したことが窺える。

Ⅳ期の年代は、前項で述べた地震との関係や共伴した土器の型式から、九世紀中葉から九世紀末頃に位置づけられよう。

### ま　と　め

八幡林遺跡は奈良時代から平安時代にかけて機能しており、各期に共通して「郡」に関する文字資料が見られることから、古志郡衙に関連した重要な施設であつた可能性が強い。しかし、単純に郡衙と断定するには、①正倉の欠如、②複雑な地形を取り込み、狭小な丘陵を大規模に造成して建物が作られていること、③蒲原郡と沼垂城から発せられた木簡や、「石屋木」の墨書き土器の存在、④八世紀後半に遺構が確認できない空白期間が認められること、などの点で疑問が残り、今後の検討課題と言えよう。

本遺跡の示す内容は、古代における地方支配を知る上で極めて重要な情報であり、丘陵を取り巻く低地部には、まだ木簡など多量の文字資料の埋蔵が予想されることから、越後のみならず全国的に見てもかけがえのない遺跡であることが判明した。

最後に、平成六年四月十五日に国の文化財保護審議会から答申が出されていた八幡林遺跡の史跡指定は、平成七年三月十五日の官報で告示となり、ここ数年来懸案となっていた八幡林遺跡の保存が確定した。確認調査から史跡指定申請まで指導・援助を頂いた多くの方々に対し、ここに感謝を述べ本稿を終わりたい。

#### （八幡林遺跡関係主要文献）

- 坂井秀弥・田中靖一九九一「新潟県八幡林遺跡と出土木簡」「日本歴史」第五二一号 吉川弘文館  
 小林昌二一九九二「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」「木簡研究」第一四号 木簡学会  
 和島村教育委員会一九九二～一九九四「和島村埋蔵文化財調査報告書」  
 新潟県考古学会一九九四「新潟考古特集 八幡林遺跡をめぐって」  
 第1～3集 第五号